

《教育長メッセージ 第43号》

『教育課程』



教育課程は、教育の専門用語で、多くの方には馴染みのない文言だと思います。

学校は、その学校ごとに学校教育目標を定めます。その目標を達成するための教育計画を教育課程と言います。カリキュラムという言葉で表される場合もあります。

例えば、ある学校が子どもの学力の向上をその年の学校教育目標の重点目標としたとき、教科の授業時数を確保するために、年間の授業時数の取り扱いを工夫して、教育計画を立てることができるということです。

年間の授業時数、そのうちの各教科の授業時数等は、標準時数ということで、学習指導要領として、学習内容とともに法的に定められています。これは、日本中どこの学校に行っても、基礎的な力を身につけることを共通に保障するということです。

教育課程の編成は、各学校の校長が行います。編成権は校長にあるということです。

つまり、学校（校長）は、学習指導要領を標準とし、各学校の子どもの実態、地域の特性、保護者の思い、教職員の思いなどを勘案して、特色ある教育課程を編成することができるということです。

20年ほど前から、学校選択の自由化に向けた弾力的な運用が開始されました。公立学校においても保護者が学校を選択できるようになることから、各学校が会社のように、その経営力が問われるようになりました。また、校長は、社長のようにマネジメント能力が問われるようになりました。

もちろん、学校は会社のような営利を目的としたものではありませんし、学校選択の理由が、学校教育目標とその具現化のための教育計画（教育課程）だけではどうにもできない施設などの教育環境面が大きく影響することから、さまざまな事由による区域外通学を認め、学校選択自由化の動きは、広がりませんでした。

しかしながら、この動きの中で、各学校が特色ある教育課程を編成できるという学校経営の在り方が、あらためて明確になりました。

私は、海老名市立の小中学校19校が、子どもたちの将来を見据えて、それぞれの学校の子どもの実態や地域の特性、保護者や教職員の思いを勘案して、子どもたちにどんな力を身につけさせ、どんな子どもに育てるかという視点から学校教育目標を立て、それを具現化するためのどんな特色

ある教育課程を編成するのかということについて、現在、学校（校長）との話し合いを行っています。

そして、その年度、年度の教育課程を保護者に説明する機会を設定してほしいと思っているところです。

このことは、19校を比べるということではありません。それぞれの学校が、それぞれの特色を生かした学校づくりを進めてほしいという思いから、そう考えるのです。

子どもたちの学校での1日1日が、1時間1時間の授業や生活が子どもたちの将来につながっているのですから。

次回は、「勝つこと負けること」について、私の思いを述べてみたいと思います。